

令和 6 年版環境白書

第 4 章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる 3R の推進

③ 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の県民への普及啓発

(1) 事業目的

県民への容器包装リサイクルや小型家電リサイクルの法制度を周知し、有効利用がなされるようにします。

(2) 取組状況

容器包装リサイクル法に基づき、「第10期島根県分別収集促進計画」を定め、市町村と連携し、分別収集・再商品化を推進しています。

また、小型家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法について法制度、パンフレットなどの周知を行っています。

(3) 参考情報

第10期島根県分別収集促進計画

(廃棄物対策課ホームページ > 「分別収集促進計画」の部分)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/ippan_haikibutsu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302